

「大小切租法」起源の再検討

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高島, 緑雄 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1622

「だいししょうぎり」大小切租法」起源の再検討

高 島 緑 雄

- 一、はしがき
- 二、石代納としての大小切制
- 三、その起源に関する諸疑点
- 四、戦国期の貢租形態と大小切制
- 五、むすび

一、はしがき

近世江戸時代の石代納制について、その起源の時期をさかのぼつて考えてみると、かならずしも明らかでない場合が多い。「関東二石五斗代」、「関西三分一銀納」をはじめ、地方的な特殊な例として、岩代国信夫・伊達兩郡および磐城国宇多郡に行われた「半石半永納」や、この小論でこれから論究しようとする甲斐国巨摩・山梨・八代の三郡にみられる「大切小切の法」等は、いずれも江戸時代を通じて行われた典型的な石代納制であるが、その起源の時期については、ほゞ戦国時代末期から江戸

時代初頭にいたる間に始つたとされているのみであつて、明確な起源は明らかになつていない。一般に石代納の用語は、「江戸時代に於ける租税の收納方法の一種であつて、田畑の年貢を貨幣にて納付すること」を意味するが、貢租を貨幣で納付すると云うのみの意味における現象的な類似に、先行する戦国時代に、とくに東国において顯著に認められる貫高表示にもとづく錢納貢租がある。石代納の始源が明らかでないこととは、江戸時代の錢納貢租がその系譜を直接に戦国時代のそれから継承しているのか、あるいは、両者ともに錢納貢租という点で一致しているが、それを成立している諸条件の差異は、両者を異質のものに引きはなしているのか、と云う問題に関連している。それは結局のところ幕藩体制成立期の段階規定の問題と表裏の關係をなすのであつて、領主対農民の対応關係をもつとも適確に表現している貢租形態の究明を重要視しなければならぬ理由もそこにあ

る。その意味においても、この時期における貫高表示の
錢納貢租から石高表示にもとずく現物米納への再固定な
いし石代納制への貢租形の移行は、その問題自体究明す
べき幾多の問題を含んでいるのであるが、たんに制度史
的な観点からみてもかなり不明確な点があり、その間に
概念の混乱も認め得るのである。しかも石代納制の始源
の時期は必らずしも明らかでない。

甲斐国における江戸時代を通じて基本的徴税様式であつ
た「大小切租法」についても、その起源を漠然と戦国時
代としているにすぎない。この場合は、従来説明されて
きた主として地方書類の諸説を検討してみると、戦国期
の錢納貢租を石代納制としての「大小切租法」の起源で
あるとするより、むしろ武田信玄民政の遺法と徳川家康
の仁政の結果としてこの制度が墨守されたと、はなはだ
不確実な前提のもとに説明されているのである。例え
ば、甲斐国志には、天正十年本能寺の變の直後、信長の城
代河尻秀隆が国人の一揆のため府中に殺された後、「奉
迎ニ神祖（家康）乃及有ニ入仰」、前々武田制法ニ循ヒ聊モ被レ革
事ナク、安護撫民ノ政令ヲ被レ施シカハ、諸民悦服シ
テ齊ク唱ニ「方才（3）」とあり、また地方凡例録では、「已ニ
甲州御屬國トナリシ時、国人服シ難キヲ知り召テ、神君
ノ敝命ニテ、武田家ノ政事ヲ少シモ變ヘタマハズ」とあ

つて、江戸時代に編纂された地誌、地方書の類は、いず
れもこのような観点を前提に「大小切租法」を武田氏領
国時代の遺法、すなわち戦国期の甲斐における徴税方式
であるとしている。しかしこの租法が、はたして江戸時
代に行われたような石代納制として、そのまゝの形で施
行されていたかどうか、さらに当時の歴史的條件のもと
に行わらるべき性格のものであつたかどうか、を改めて見
直してみると、たんに制度の面からの考証によつても不
明確な点が多分に残されているのである。この問題は、一
つの制度の存否に止るのではなく、戦国大名武田氏の基
本的性格を究明するうえに重要な指標ともなることであ
るから、筆者の非才をもつて可能なるかぎり問題を追求
して、「大小切租法」に関する従来の諸説に疑問を提出
してみた。そこでこの租法がいつたいどのような具体
的な内容をもつものが解明し、ついでその理解の上にて起
源に関する疑点を提出し、でき得れば最後に戦国時代末
期から江戸時代初頭にかけての貢租形態の移行の問題に
関連づけて結論としたい。

註(1) 大切・小切の税法(以下ここでは便宜上「大小切租法」
と呼称する)に関する研究は地誌、地方書による以外なさ
れていない。山梨県の郷土史関係の文献では望月直矢氏著
『『峽沿革史』明治二十二年刊、荻原頼生編 甲斐志料集成七

- 所収)に概括の解説が加えられ、その後の多くの郷土史家によって継承されているが実証性がない。現在においても武田信玄の遺法という点を強調しながら、地誌、地方書および望月氏の解説に依拠している程度の現状である。新しい観点から明治初年の大小切騒動を論じた山田道夫氏の「大小切騒動覚書」(歴史評論三七号、一九五二年)も、この租法の起源については、従来の緻密な検討を経ていない記述をそのまま引用されたにすぎない。なお中村吉治氏も、その起源は明白でないがと断りながら、氏の「近世初期農政史論」で戦国期の年貢銭納化の一例にあげている。
- (2) 日本經濟史辭典上卷五四二頁「石代納」
 - (3) 甲斐國志卷之二「國法之部」
 - (4) 地方凡例録卷一「地方總論」

二、石代納としての大小切制

「大小切租法」が戦国時代の甲斐における徴税方式であつたかどうか、あるいはそれが武田氏の遺法であるか否かを検討する前に、まず江戸時代に行われた制度そのものの理解を試みたい。この制度の内容を解説した文献は数多いが、その代表的事例の二三を挙げてみる。

○地方凡例録

「甲斐國四郡ノ内、巨摩、山梨、八代三郡ニ大切小切ト云石代アリ、信玄時代ヨリ始ル、右三郡モ田畠米取ニテ、本途見取トリ米三分一ヲ小切ト云、安石代金一兩ニ米四石一斗四升ガへ、残三分一ノ内又三分一大切

ト唱、御張紙直段ニテ金納、其外米納也、米納ノ内ニテモ定金納トテ、張ガミ値ダンヲ以金納致村アリ」⁽¹⁾

○甲斐國志

「本州收納ノ法ニ米方大切小切ト云事アリ、其始詳ナラス、古人ノ説ニ相伝ルハ、小切ト云ハ他國ノ島方定免夏成ニ相当レリ、古ハ五月上納ナリシガ、後八月納ニ成リ、享保中百姓願ニ依テ今ハ九月上旬ノ納ナリ、他國ハ畑方ハ金納、田方ハ米納ニ定メタル事ナレトモ國ノ仕リニテ、本州ハ田畠打合セ其内ニテ三分一ヲ小切ト云金納ニス(中略)大ハ皆穀納ナリ、後ニ又其三分一ヲ金納ニ被ニ仰付ニ今云ニ之大切」⁽²⁾

○地方落穂集

「甲斐國に大切小切といふ法あり、公納米辻の三分一を小切と号し、金壱兩に付壱石貳斗五升替の定直段を以金納ニ成、九月上納す、残三分二を又三ツ割、其一ツを大切と唱へ、其年の冬御張紙直段に三兩高を以て是又金納に成、残り三分二を米納にするなり

米百石 本途見取共

此訳

參拾參石參斗參升參合參勺參才余 小切

式拾貳石貳斗貳升貳合貳勺貳才余 大切

四拾四石四斗四升四合四勺四才余 米納

右算法に曰く、米百石を九に除き、一二と成る。三を
乗じ小切金を得る、右法へ二を乗じ大切米を得る、同
四を乗じ米納の米高なり。

右に挙げた諸書の記述に共通してみられる「大小切租法」
の基本形は、田畑貢租（本途見取合）の総額を三分し、
その一を「小切」と称して金納、残額 $2\frac{2}{3}$ を「大切」と
云つて古くは現物米納であつたが、後に（この間の年代
は不明）現物米納の「大切」をさらに三分して、その一
を「大切金納」と称し、御張紙直段をもつて金納せし
め、「大切」の残額 $2\frac{2}{3}$ を米納とした方式である。これ
を図示すれば次のようになる。

田畑総税額 $\left\{ \begin{array}{l} 1\frac{1}{3} \text{ --- 小切(金納) } \dots\dots\dots (3\frac{1}{9}) \\ 2\frac{2}{3} \text{ --- 大切} \end{array} \right\}$ 大切の $1\frac{1}{3}$ 〓 大切金納 $(2\frac{2}{9})$
 大切の $2\frac{2}{3}$ 〓 米納 $(4\frac{4}{9})$

すなわち、江戸時代のある時期にいたつて、小切の金納
に加え、「大切金納」が制定されてからは、田畑総税額の
 $5\frac{5}{9}$ が金納、残り $4\frac{4}{9}$ が現物米納と云う比率になる。こ
れを現存の村方の地方文書に徴して、実際には、どのよう

挙げた史料はしてみる。次にいたか検討な形で行われ
甲斐国山梨郡上今井村宝暦十二年の年貢皆済目録である。

辰御年貢皆済目録

甲斐国山梨郡

高八百貳拾五石八斗八升貳合

上今井村

一米貳百九拾貳石八斗四升九合

本途

一米拾三石三斗壹升壹合

口米

内 四石五斗貳升六合

公納口米

八石七斗八升五合

三升口米

懸高七百拾貳石五斗五升七合

外高拾三石三斗貳升五合 免除

一米四斗貳升八合

御伝馬宿入用

懸高外高右同断

一米壹石四斗貳升五合

六尺給米

懸高外高右同断

一永壹貫七百八拾壹文四卜

御蔵前入用

一永壹貫貳百九拾壹文八卜

餅米親買納代

米四斗

米四斗九升五合

此餅 但金壹両二付

粳壹斗八升貳合

粳七斗九升

一永四貫貳拾七文

御普請御取替金
三拾ヶ年賦返納

合 米三百八石壹升三合
永七貫百文貳卜

右納次第

米九拾七石六斗壹升六合

小切金納

此永貳拾三貫五百七拾八文七卜

但金壹兩ニ付
米四石壹斗四升替

米六拾五石七升八合

大切金納

此永五拾九貫四百九拾九文九卜

但米三拾五石ニ付
金三拾貳兩替

米四斗貳升八合

御伝馬宿入用米金納

此永三百九拾壹文三卜

但右同直段

米壹石四斗貳升五

合六尺給米金納

此永壹貫三百貳文九卜

但右同直段

此永八貫七百八拾五文

但米三拾五石ニ付
金三拾五兩替

米壹斗五升三合

願石代金納

此永百拾三文七卜

但米三拾五石ニ付
金貳拾六兩替

米七斗六升八合

餅米糴代米三割増共

米拾壹石

御圍糴

米拾八石

甲府御詰米

米百四石七斗六升

御廻米

納合 米百三拾四石五斗貳升八合
永百貫七百七拾壹文七卜

外

永五百壹文九卜

陣屋修覆入用

永拾三貫五百貳文八卜

辰川除郡中割

永百七拾四文壹卜

祭礼入用

永六拾七文四卜

甲府納役高懸

永貳拾文

同断俵掛

永百貳拾文六卜

御金駄賃同下役賃

永五貫七百五拾文六卜

御廻米品々入用

外永壹貫四百五拾五文壹卜

是者引取米私代船中漕手船頭弁□其外

蔬品々私代永等割返之分

小以永貳拾貫百四拾四文四卜

都合永百貳拾九百拾六文壹卜

右者去辰御年貢米金其外品々上納物書面之通令ニ皆濟ニ付、小手形引上、一紙目錄相渡者也

寶曆十二年巳十二月

鶴飼左十郎

右村

名主

この年貢皆済目録にみられる「合米三〇八石一升三合」は田畑本途の取米、口米、御伝馬宿入用および六尺給米の合計であつて、村高八二五石八斗八升二合から無地高と諸引分を控除した七二二石五斗五升七合に賦課されている米納の貢租である。これを書きなおせば

村高 八二五石八二合
 懸高 七二二石五五二合

本	途	二九二石八四九合
口	米	一三石三一合
御伝馬宿入用		四二八合
六尺給米		一石四二五合

取米計 三〇八石〇一三合

となる。「大小切租法」は懸高七二二石五斗五升二合に賦課された取米合計三〇八石一升三合のうち、本途取米の二九二石八斗四升九合に対して適用され、小切金納は、その $\frac{3}{9}$ ($\equiv \frac{1}{3}$)、大切金納は $\frac{2}{9}$ の比率をもつて算出される。したがつて計算は次のようになる。

$$292石849合 \times \frac{3}{9} = 97石616合 \quad (\text{小切金納})$$

$$292石849合 \times \frac{2}{9} = 65石078合 \quad (\text{大切金納})$$

$$292石849合 \times \frac{4}{9} = 130石155合 \quad (\text{米納})$$

これを整理すれば

本途取米 二九二石八四九合

小切金納	九七石六一六合 (本途取米の $\frac{3}{9}$)
大切金納	六五石〇七八合 (本途取米の $\frac{2}{9}$)
米納	一三〇石一五五合 (本途取米の $\frac{4}{9}$)

となる。田畑本途取米の $\frac{3}{9}$ である小切金納および $\frac{2}{9}$ の大切金納は、それぞれ一定の換算値をもつて金納されるわけであるが、ここでは皆済目録に明記のあるように、小切金納九七石六斗一升六合は金一両につき米四石一斗四升替の定直段で換算され、永銭勘定で三三貫五七八文七ト、同じく大切の金納部分六五石七升八合は米三五石につき三三兩の張紙直段をもつて永五九貫四九九文トの金納となる。残額はすべて現物の米で納入されるが、納米額は本途取米の $\frac{4}{9}$ に当る一三〇石一斗五升五合に、公納口米四石五斗二升六合のうち「願石代金納」で金納化した一斗五升三合を差引いた四石三斗七升三合を加えて合計一三四石五斗二升八合となる。これを数式に示すと次のようになる。

$$(\text{本途取米の} \frac{4}{9}) \left(\text{公納} \right) \left(\text{願石代} \right) \left(\text{納米総額} \right)$$

$$130石155合 + (4石526合 - 153合) = 134石528合$$

そして、この一三四石五斗二升八合が餅米糠代、御囲糠、

甲府御詰米および御廻米に細分されているわけである。

以上やや冗長にすぎたが、これをまとめてみると次のごとくである。宝暦十一年における上今井村の貢租は、米納のみについてみるに、本途、口米、御伝馬宿入用、六尺給米を合算した米三〇八石一升三合であるが、小切金納、大切金納、御伝馬宿入用米金納、(公納口米の一部)(願石代金納等)により、現物米納はほと半減して一三四石五斗二升八合にすぎなくなり、その反面、金納部分は永七貫一〇〇文二トから永一〇〇貫七七一文七トに増額しているのである。

このようにして一村に賦課された貢租は各百姓の持高に応じて割当てられるわけであるが、その場合も持高に応じた負担貢租額は大切・小切の金納換算値にしたがつて一部金納、一部米納と分割納入したものと思われる。高持百姓各個人別のこの租法による貢租の分割納入の方法およびその負担の軽重度については、年貢小割帳の類を子細に分析しなくては明らかにならないが、その機会を得なかつたのでここでは省略する。たゞ「大小切租法」が農民にとつて比較的有利な租法であつたらうと推察させるのは、その小切金納による金壹両につき四石一斗四升替の定直段である。この問題について、地方凡例録には、

「其後勝頼没落、甲州一円ニ大神君御手ニ入テモ、信玄ノ政事ヲ御正ナク、其儘今ニ武田家掟ヲ以御治世ニ付、小切モ古来ノ通四石一斗四升替ノ金納也、信玄世ニハ高直段ニテ過怠金ナレドモ、時世押多リ、米穀ノ價貴ク成、当時ニテハ至テ安直段、多分ノ御救ナリ(中略)其後正保慶安ノ頃二石五斗、又天和貞享時分一石二斗五升ト、段々半減ニ成タルコト古書ニミエタレバ(後略)」

とあるように、江戸時代初期においては高直段であつた石代が、時代を経るにしたがつて金壹両につき米二石五斗、一石二斗五升と下降しているにもかかわらず、小切金納は四石一斗四升替を維持して、比較的安石代であつたこと、換言すれば、時期による米価の騰貴、変動によつて換算値が変化することなく一定の値が保たれていたことを考えれば、農村内部に貢租の一部を金納化する条件が成立しているかぎりにおいて、この租法の有利性を推察し得る。明治五年、地租改正の一環として施行された大小切租法の特例廃止に端を發する大小切騒動は、従来の定直段による小切金納の有利性を廢して、すべて時の米価にもとづいて換算した貢租を金納させようとする意圖した政策に反対する大規模な農民一揆であつた。

註(1) 地方凡例録卷四「甲州大切小切之事」(日本經濟大典)

(2) 甲斐國志卷之二「國法之部」

(3) 地方落穂集卷五「甲州大切小切之法並算術之事」(日本經濟大典)

(4) 山梨県西山梨郡山城村上今井 窪田源兵衛氏所藏文書

(5) 註(1)に同じ、なお同様な記述は、地方落穂集に「其後甲州表権現様御手に入候ても、万端前々の通の御制法なり、殊に小切直段は、金一兩に五百替御定直段の由、大猷院様(家光)御治世の頃は、右半減に成二石五斗替に成候由、常憲院様(綱吉)御治世の節より尙半減に成一石二斗五升被仰出なり」(卷五「小切之発伝来略記之事」とある。

三、その起源に関する諸疑点

「大小切租法」は前節で概括したごとく、小切金納その制度の基本とする石代納制として、江戸時代甲州三郡に施行された徴税様式である。しかし、この制度は、はたしてそのまゝの形で武田氏領国時代に制定されたものと断定して誤りはないだろうか。この問題を解決するに当つては、直接にこれを実証するに足りる史料を全く見出せない現在、諸書に記載された記述の比較考察によつてのみ、その起源を追求しうるのであるが、それらの記述も、その間に概念の混乱、年代的錯誤、記述の不正確が多く認められる。制度の基本的な面については……例えは貢租総額の1/3は小切金納、大切の1/3は大切

金納等——記述の一致が認められるのであるが、それは、いずれも江戸時代に施行された制度の内容についてであつて、制度の起源およびその後の変遷については甚しい相違がある。以下、「大小切租法」の起源に言及している諸書の記載を次に挙げる。

地方凡例録

「小切ノ發、信玄領國ノ節へ、戰國ノ砌、或ハ商売ノ管モ薄ク、穀ノ価悉ク賤、永一貫文ニ米五石余モ鬻ギ、石代ハ五石一斗余ナル由、其節甲州ニ過意金逆、年貢ノ内高直段ニテ收ルコトアリ、軍用金乏キニツキ米納ノ内三分一小ギリト号ケ、過意金ノ内ニシテ、石代直段ニ凡二割高四石一斗四升ガヘヲ以、九月中金納致サセル由、(中略)擬大切ヲ御張紙直段ニ極ル事、御当代ニナリテノ法ナレバ、古來武田家領國ノ時ハ、右五石一斗五升ノ直段ヲ用ヒタルヤ、申伝モナク、小切金納ノ外石代直段不ニ相知、書物ニモ不ニ見当ニ也、」(卷四、甲州大切小切之事)

地方落穂集

「甲州の小切の事、前には四石一斗四升替にて納候由、是は信玄領國の節の定直段なり、其節戰國の砌なれ

甲陽遺聞録

ば、商家の売買も薄く米穀下直にて、金壹両に五石余も致せしとなり、然るに、信玄在世の節は度々の出陣故、領分の百姓課役につかれ、軍用金差支候ニ付、米納の内三分一小切と名付、金一両に付四石一斗四升の高直段にして、九月上納取立候由、是は、其砌の過意金の高直段と見へたり、(巻五 小切之發伝来略記之事)

「(甲州は)一体米穀は多くして、金銀に貧しき国なる故、年貢米時の相場にて、皆金納なりしかど、金銭數なき国なれば、御年貢納の時分は、相場弥々下落し、百姓等御年貢に差詰り、難儀に及び、正米納に相願ひ、何程嚴重に申渡し候ても、金納には相成難く、譬へ半高分金納に相成候ても、相納難き旨、一統相敷きけるに仍りて、三分一金納、但し高直段の年柄の直段を用ひ、金一両に、米四石一斗四升に仰付けらる。三分一に相成るに仍つて百姓も願ひ方なく、時の直段にて納めたき旨、猶又相願ひ候處、然らば金一両に、四石一斗四升を定直段に極め、年々右の直段を以て、上納すべしと仰付けらる。是より右直段を相用ひ候積りに、百姓等請書差出す、又其後に至り、三分二の内、当直段を以て、金納となる。之を則ち大切と名付け、(三前

極りし三分一定直段をば、小切と唱へて納め来たり。然る処當御代となりても、明曆年中、此御吟味有之、甲州先前の仕来に任せ、其通りに仰付けられ、御請書差上ぐ、」

峡中沿革史

「大小切は、永祿年間武田信玄威を四隣に輝すの日、軍資乏を告げたるを以て、租米三分の一を金壹両に付米四石壹斗四升替の価を以て、毎年九月未だ早稲だも熟せざる日に在て金納せしめ、之を小切とし、残米三分一を大切と号し、十月中、国相場と称し、甲府、黒沢、畷沢、勝沼四ヶ所の張紙平均直段を以て金納せしめ、其残を正米納とす。」

まず問題になることは、右にあげた記述の信憑性についてであるが、それを糺す手段として、諸書の記述の異同を検討してみる。

○「大小切租法」制定の時期については、諸書いずれも武田氏領国時代においている。その制定の原因は、地方凡例録、地方落穂集、峡中沿革史では、武田氏の軍事費の欠乏による貢租金納化要求によるものとし、甲

陽遺聞録では、農村内部における貨幣不足に求めている。

○小切金上納の期限は、地方凡例録および峡中沿革史では、制定の当初にすでに九月上納としているが、甲斐国志には、「古へ五月上納ナリシガ、後八月納ニ成リ、享保中百姓願ニ依テ、今へ九月上旬ノ納ナリ」(国法之部)とあつて、享保以降に九月上納になつたとしている。

○田畠総税額の1/3(小切)を差引いた残額2/3のまた更に1/3を大切金納とした時期については、右にあげた諸書の記述のみでは必ずしも明らかではないが、峡中沿革史では小切金納制定と同時に、大切金納をも定めたとしている一方、地方凡例録では、それを江戸時代に入つてからであるとしている。また、甲斐国志には、大切御張紙直段金納について「大、皆靱ナリ、後ニ又其三分一ヲ金納ニ被ニ仰付、今云ニ之ヲ大切」
「大切、金納ハ十月、御張紙直段トテ、上ヨリ定ム」とあつて、あんに江戸時代に大切金納が定められたとしている。

このように、諸書の記述にみられるこれらの甚しい異同については、そのいずれも出典史料をあげて説明してい

ないので、はたしてどの記述にもつとも信憑性があり、正当な解釈であるか容易に判断し難い。この小論では決定的な結論を求め得べくもなかつたが、ただ云い得ることとは「大小切租法」について、現在我々が考察し得る範圍において、限られた諸書の記述をみても、その間に甚しい相違が認められることから、この制度の起源に関して、多分の疑問を持つに充分な余地が残されているのではなからうか、と云うことである。以下、甲斐における江戸時代初期の俵入の追求による小切金納換算値の検討と、それに関する史料の批判を中心に、「大小切租法」の起源を戦国時代とする規定に、筆者の考察し得た諸疑点を提出して行く

(I) 「小切金納」の考察に当つては、まず金一両につき四石一斗四升替と云う石代換算値を問題にしなければならぬが、それを直接問題とする前に、その前提として俵入の変化を追求してみる。地方凡例録には、甲斐の俵入について、

「甲斐、国ノ年貢、前々ハ靱納、苞入ハ一苞甲州枡二斗二升イリ也、(中略) 右靱二斗二升入京マス六斗六升入也、五合摺ニシテ米三斗三升ニ可成処、靱性宜キユエ米摺多、六斗六升入ノ靱米三斗三升ニ立タル物ト見ユ、

甲州米一苞ハ三斗六升イリ也、此割合ニテハ五合四勺五才余ニ当ル」(巻四 諸国俵入事)

とあり、甲斐国志には、

「糶納ハ、壹俵式斗入、六合摺リ、壹斗式升ハ京枡ニテ三斗六升ノ積リ古法ナリ、慶長中減糶式升宛ノ増被ニ仰付ニ為ニ式斗式升ト、京枡ニテハ六斗六升也、正米納ニ引換リ壹俵三斗六升ニシテ、五合四勺四五余ノ摺ニ相当レリ」(巻之二 国志之部)

とある。これを要約して表示すると下にあげた表のようになる。すなわち、甲斐国志に云う俵入の古法とは、一俵の糶は甲州枡で二斗入(京枡では六斗)、これを六合摺にして正米一斗二升、京枡では三斗六升に当る。その後、慶長年間に甲斐が徳川領に編入されてからは、一俵につき甲州枡で二升づつの増加となり、したがって一俵は糶二斗二升入(京枡六斗六升)、それを五合四勺四五余の摺で正米一斗二升、京枡で一俵三斗六升入になつたとしている。慶長前には、糶一俵が甲州枡二斗入(京枡六斗)であつたが、慶長以後は、甲州枡二斗二升(京枡六斗六升)になつたという甲斐国志の解説は、それを実証する史料は乏しい。しかし「永祿六年十月、恵林寺領穀米并「公事諸納物帳」には、寺領内の各百姓の所有石米を集計して、

	糶	納	摺	正	米	納
古法	(甲州枡) 2斗 (京枡) 6斗	入	6合摺	(甲州枡) 1斗 (京枡) 3斗	2升 6升	入 入
慶長以後	(甲州枡) 2斗 (京枡) 6斗	2升 6升	5合4勺45摺	(甲州枡) 1斗 (京枡) 3斗	2升 6升	入 入

(甲州枡は京枡の3倍)

「以上合式拾四石仁斗四升五合俵数百廿壹俵三升五合也」

と記載があり、この俵数で石数を除すと、一升の誤差が出るが、一俵二斗入という俵入が算出され、恐らく糶であつたろうと思われる。したがって、永祿年間における俵入は糶一俵甲州枡二斗入であつたろう。さらに註で全文をあげる「元祿十六年、八代郡小山村年貢目録」に

「此御取米

百貳拾壹石七斗六升五合九勺三才 御高ニ六つ五リン
糶石ニ貳貳百貳石九斗四升三合三勺

表ニ貳三百三拾八表壹斗四升三合三勺

但 延共六斗六升入

とあつて、これは糶一俵は延米共で京枡六斗六升、すなわち甲州枡二斗二升入である事実を確認している。ところで小切金納の金一兩につき四石一斗四升替と云う石代

換算値は、貢租が糶納から正米納になつてからの表現であつて、糶納の場合はすべて金一両につき一俵半替と稱している。前記小山村年貢目録には、

「九兩三分錢貳百拾七文 但シ老兩ニ拾、老表半かへ、御小切金」

とあり、また、後述する山梨郡木原村の例に、

「拾八表五斗七升四合二勺」

小切金納

此小判老兩二分二朱米め小糸め

但老兩ニ拾、老表半かへ、

古ヨリ定納金老兩ニ糶拾老俵斗也」(卷之二国法之部)、

地方凡例録の「其頃へ糶納ニ付、甲州枡京枡三升入ニテ、二斗二升ヲ糶一俵トス、今京マスニテ六斗六升ニナル、五合四勺四才余摺ニテ米三斗六升、則一表也、今モ甲州ハ

三斗六升入、右ノ糶十一俵半ニテ、小切金一両収タリ」(卷四甲州大小切之事)、また更に地方落穂集の「小切金納一度糶にして納る事もあるよし、其節金老兩に付、糶拾老俵半と云ふ事今に申習す」(卷五、小切之發伝来略記之事)と云う記述に一致するのであるが、糶一一俵半替と云う場合の糶一俵の俵入は、前記小山村年貢目録からも明らかなように、甲州枡二斗二升入(京枡六斗六升)でなければならぬ。ここで注意すべきことは、糶納が

正米納になつてからの小切金納換算値四石一斗四升が、どのように算出されるかと云うと、甲斐国志に、「小切金納ハ古ヨリ定納金老兩ニ糶拾老俵斗也、是モ米納、時ヨリ三斗六升ノ積リニテ、今ハ四石一斗四升替と云」、地方落穂集に、「糶老俵は甲州一俵三斗六升入の積を以て糶の入目を極、依之拾老俵半に三六を乗じ、米に直し候へば四石老斗四升となる。古来の小切直段是より發るか、右發端も知るものなし」とあるように、

$$36 \times 115 = 414$$

と云う計算により算出されるのである。したがつて小切金納換算値四石一斗四升と云う數値は、①貢租が正米納になつたこと、②それ以前の糶納の場合に小切金納換算値は一一俵半であり、③その糶一俵が正米京枡三斗六升に見積られてゐる事實を前提に算出されてゐることも明らかである。ひるがえつて、前掲の表において、慶長以後の糶一俵の俵入が甲州枡二斗二升入(京枡六斗六升)であることは、前述した小山村の年貢目録から確認され、また正米納の小切金納換算値四石一斗四升は、糶一一俵半に三六を乗じた結果算出されたのであるから、糶一俵の正米は京枡三斗六升入に當り、それは糶京枡六斗六升入を五合四勺余に摺つて得られる、と云う甲斐国志の記述は信すべきものである。そこで問題になるのは、糶一

俵が正米京枅三斗六升に当ると定められた時期であるが、すでに幾度も触れたように、江戸時代すなわち甲斐国志に云うごとく慶長以後三斗六升入とされているのは事実である。しかし、慶長前(甲斐国志では古法と表現しているが)にそうであつたかどうかは容易に速断し得ない。同じく甲斐国志には、

「(慶長年中)其頃神祖論シ示タマフニハ、本州ノ粃屯俵六斗入ヲ以換三斗六升ニ古来六合摺ノ名アレ共其実ニ相当リ難シ、自今粃升宛ノ減粃ヲ加ヘテ六斗六升ヲ老俵ト定ムベシ、即甲州枅式斗式升ナリ、」(第二卷、国法之部)

とあるように、慶長前に粃六斗六升の六合摺が実際に行われていなかつたからには京枅正米三斗六升入 \parallel 一俵の算定はかなり疑問視されるべきであり、その三斗六升を基準とした金一両につき四石一斗四升 \parallel 一俵半替の一切金納換算値の制定を武田氏領国時代とする根拠も、その確実性が少くなるのではなからうか。さらに一俵 \parallel 正米京枅三斗六升入を疑うに足る論拠に次の史料がある。

一、 国玉御神領分 (一)

高 六拾粃石三斗二升

高粃 百七拾俵七升

右外高 五石式斗三升式合 神主屋敷

高粃 拾四表粃斗七合

(慶長六年)

丑ノ十月十八日

御奉行様

三宮 神主(花押)

一

この史料は慶長六年に甲斐三の宮国玉神社の神主から差出された知行の書立であつて、神領分および神主屋敷を石高と粃の俵数で表わしたものであるが、この石高を俵数で除してみれば、一俵の粃は三斗六升五合強の數値を示す。公式の文書は京枅勘定で表示すべきものであつたらうから、一俵の粃京枅三斗六升五合強であるとするならば、甲斐国志に云う慶長以後の粃京枅六斗六升入と明らかに相違を示している。この間の矛盾をどのように解釈すべきか判断に困惑するのであるが、いずれにしてもこの史料に関する限り、江戸時代の初頭において一俵の粃は正米で三斗六升入とする甲斐国志の記述はかなり疑問である。まして武田氏領国時代の粃と正米の俵入を実証し得る史料の発見されないかぎり、一俵 \parallel 正米京枅三斗六升入を算出の基礎としている金一両につき一俵半ないし四石一斗四升替の石代換算値をその制度の骨子とする「大小切租法」制定の時期を、戦国時代とする解釈は一応疑うべきであり、また甲斐における俵入の変遷、とくに戦国期から江戸初頭にかけてのそれを確実に実証

されてこそ、はじめてその制定の時期が明らかになると考えるのが妥当であろう。

(II)、江戸時代の年貢皆済目録に「大小切租法」にもとづく「小切金納」の記載が認められるものを、年代的に遡つて追求してみると、江戸時代の初期には全く見当らない。例えば次に提示する史料は記載形式の整つた皆済目録とは云えないが、年貢收納の後に領主から下された請取状である。

「(包紙=浅野左京殿扱請取)

慶長三年分 八田村
河中嶋 算用之事

扱高式千式拾八表 毫斗四升者口扱共定物成

右皆済如件

慶長五年七月十式日

(黒印花押)

八田市承との

○

「福土村慶長五年分御年貢之事

合九百俵 毫斗六升五合者

右皆済也 但粗金子ニ而納也

慶長六年

丑ノ九月九日

(6)

」

佐野権右衛門尉殿参

酒井九郎右
千野加右衛門

これら江戸時代初頭の年貢收納に関する史料をみて、いずれも明確な「小切金納」の記載がない。この事実は、山梨県における地方史研究家諸氏のひとしく認めるところであつて、現在にいたる地方史料の採訪の結果では年貢皆済目録にかぎらず、その他の近世初頭の史料でこの制度の存在を示す史料を発見し得なかつたとのことである。現在のところもつとも古い史料としては、甲斐国志(巻之二、国法之部)に次の引用史料がある。

「河内領樋田村延宝七年未年御年貢納方目録

米四石二斗五合

此小判毫両米メ

小切金納

但両ニ四石一斗一升替

米一石一斗七升六合

此小判毫両二朱米メ

但シ両ニ九斗七升六合替

米六石四斗七合

此小判五両一分一朱米目小糸目中

但シ両ニ一石二斗替

地扱ヒ米金納

合金七両二分朱中糸目小糸目中

これが実際の文書中に「小切金納」と云う呼称の記載されているもつとも古い例であつて、したがつて延宝七年にいたつては「大小切租法」も確実な制度として認め得るのである。そのほかに、ほゞ同年代と推測される史料がある。

〔村々午御年貢納代帳〕

(3)

高九十八石六斗六升九合

木原村

此取二十石五斗二升

高ニ弐つ八りん

粃ニ弐五十七俵

午定納

粃一俵五斗九合二勺

小物成

粃二俵四斗五合

右ニ口粃

合六十一俵三斗一升四合二勺

右納方

拾八表五斗七升四合二勺

小切金納

此小判耆両二分二朱糸め小糸め

但耆両ニ拾一半かへ

四表三升二合八勺

大切金納

此小判耆両一分一朱中小糸目 但耆両ニ三表かへ

三表四斗五合

口米納粃

一俵一斗一升三合二勺 臨時納

内

一俵二斗九升一合八勺 一升口

三十五俵五斗二合二勺 粃 納

(後略)

この史料は年代を欠いているので正確な年代は判明しないが、俵入および現物納の部分が粃になつてゐる点を考れば、甲斐国志に「(大切の)三分二へ猶粃納ナリシエガ、寛文中、甲府殿ノ時ヨリ、河西拾五万石へ正米納ニナリ、河東へ宝永中松平美濃守一統領分ノ時ヨリ正米ニ成ル、」(卷之二国法之部)とあることから、宝永年間以前のものであらうと推測し得る。なおこの史料を採訪された赤岡重樹氏はこれを延宝六年の千年と推定されている。

前にあげた甲斐国志引用の樋田村の例は、引用に際して文書の記載形式を改変した形跡があり、引用された部分のみでは、延宝七年現在に施行されたいた制度の詳細は判明しないのであるが、木原村の例では、田畑総税額の $3\frac{9}{9}$ || 小切金納、 $2\frac{9}{9}$ || 大切金納、残額 $4\frac{9}{9}$ || 現物米納(こゝでは粃納)と云う「大小切租法」の原則を忠実に表現している。この木原村の例証は年代を確定し得ないので一応保留するとしても、前記甲斐国志引用の樋田村の例から、この制度を確証し得るもつとも古い史料の年代は延宝七年であつて、それ以前には遡れない。江戸時代初頭の年貢皆済目録に「大小切租法」を示す記載が

認められないことと、史料的に遡り得る限界が延宝七年であることを考え合せて、こゝにも疑問を生ずる余地が残されているように思われる。同様なことは、江戸時代以前にも云えるのであつて、武田氏が出した文書を、現存するものについて探してみても、この制度に関するものは全く存在せず、さらに甲州法度をはじめ戦国期の甲斐に関する信頼すべき古記録にも皆無である。また天正一〇年の家康入国から同一八年にいたる徳川氏領国時代、統いて豊臣秀勝、加藤光泰、淺野長政の支配および慶長五年に甲斐が再び徳川領に編入される期間中、諸氏が下した諸文書にも全然見当らない。だからと云つて、当時の制度そのものが存在しなかつたと断言はできないが不可解の憾を免れない。

(Ⅲ)「大小切租法」制定の時期を武田氏領国時代とする有力な論拠として諸書に引用されている史料がある。

(竜丸朱印) 依_二恩借_一後納定

御用金

一九万三両也

但三分渡

一米拾五万六拾表

同

青波之作刈額、敵地味方之砦馬飼料并自他会合之時、

扶持用金、甲斐国百姓割掛恩借依_レ無_二相違_一、以来国中百姓納米三分毫金壹兩四石壹斗四升替相積可_レ令_二收納_一、向後國中無_二怠慢_一可_レ令_二巡見_一者也、

(竜丸朱印)

高坂彈正忠

元龜三申十月

昌信 (花押)

土屋備前守

直廣 (花押)

穴山左衛門尉

梅雪 (花押)

四郡百姓惣代

八人のものへ

この文書は偽文書の疑いが濃い。筆者の実見したものは、現山梨県塩山市松里恵林寺の所蔵にかゝるものであるが、いわゆる「時代をつける」ためになされた拙劣な技巧による紙面の古色は、これを偽文書と断定するのに充分である。さらに内容にわたつての論証の煩雑さを避けたいが、例えば、連署している穴山左衛門尉梅雪は武田の氏族穴山信君と同一人物と考えられるが、信君が剃髪して梅雪斎不白と称したのは、天正八年閏三月から同十一月にかけての間であり、元龜年間に梅雪と称した証拠はなく、現存する文書にもこの文書を除いては天正八

年以前に梅雪と署名したものはない。しかも穴山信君の花押は左図上段にあげた別用体の花押であつて、下段に示したこの文書にみえるような明朝体の変形ともみえる花押ではない。この文書が偽物であるとするならば、あらためて何故に偽作されたか問わなければならないが、いづれにせよこれを論拠として元龜三年に「大小切租法」制定の時期を求めるのは誤りである。



以上、三点にわたつて起源の時期に関する疑義を提出してきたが、そのいづれも積極的な否定の論拠になるものはない。しかしその時期をなお戦国期武田氏領国時代におき、この制度を武田信玄の遺法とするには、これらの疑点を解明し克服してからでなくてはならないことも明白である。現在のところ史料制約は容易にこれを許さないであろうが、前述のごとく江戸時代初頭における俵入の追求と、それに関する綿密な史料の探訪が、この

問題を解決する鍵を隠しているように思われる。

註(1) 甲陽遺聞録「小切・大切金納の事」(甲斐志料集成七所収)

(2) 山梨県塩山市松里恵林寺蔵

(3) 山梨県立図書館蔵・甲州文庫架蔵史料

「甲斐国八代郡小山村午ノ御年貢御目録之事

一御高式百壹石式斗六升六合

此御取米 本 辻

百式拾壹石七斗六升五合九夕三才 御高ニ六つ五リン

粗石ニメ式百式石九斗四升三合三夕

表ニメ三百三拾八表壹斗四升三合三夕 但シ延共六斗六升入

内 百拾式表四斗四升七合七夕六才 小切粗同入

残而式百式拾五表式斗九升五合四才 大切粗延共六斗

拾五表式斗式升四合七夕 □口粗同入 大切粗六升入

三表式斗七升 御たね借シ利足本拾壹表半 但シ延表ニ式升七合三夕

三口合式百四拾四表壹斗九升三夕 御定納

内引方 但シ延表ニ式升七合三夕

式表 名給ニ被下候

壺表 せきめん

引方合三表 御払粗

残而式百四拾壹表壹斗九升三夕

此金小判

九拾六兩式分錢百八文 但シ金拾兩ニ式拾五表かへ

九兩三分錢式百拾七文 但シ金壹全ニ拾壹表半かへ

外 御小切金

式兩錢五百文

三分

御草金
己ノ新田畑御年貢

四口合金九兩錢三百七拾五文 差上皆済仕候

右之通り皆済差上申候若勘定違も御座候へゞ重而仕直ッ差上可
申候仍如此ニ御座候以上

元祿十六年未ノ正月十一日

田中一郎右衛門様御内 甲州小山村

大石仙右衛門殿

名主 治兵衛

天木政右衛門殿

組頭 嘉兵衛

田口半藏殿

同 長兵衛

同 彌兵衛

(4) 磯部文書

(5) 八田文書

(6) 佐野文書

(7) 山梨県中巨摩郡竜王村赤岡重樹氏および山梨県立図書館上野晴朗氏談による。

(8) 山梨県中巨摩郡源村有野、矢崎徹之助氏所蔵——赤岡重樹氏採訪史料

(9) 安藤博編「徳川幕府県治要略」等、なおこの文書については、すでに内藤慶助氏が「武田信玄事蹟考」において、甲州東八代郡錦村花田某氏所蔵として、「この文書は偽物なり、当時は貫文を用ひ両の呼称なく、又糶納にして米納いふことなし、又土屋備前守直廣は高坂、穴山と相並べ書せる人なれば知名の土なるべけれど、その伝未だ尋ね得ず、高坂の名景信(昌の誤り)も、又穴山左衛門尉として梅雪を書せるも疑わし」と、偽文書であることを論じている。

(10) 甲斐国志卷之九十八・人物部第七「武田氏将師部

四、戦国期の貢租形態と大小切制

前節において決定的な結論を得られなかつたのであるが「大小切租法」の起源を戦国期におく解釈に二三の疑義を提示した。筆者の現状においては疑義を提出し得ても、これを否定し去る根拠は持たないのであるが、当時の貢租形態の一般的傾向から推測してある程度の見通しも可能であるかも知れない。

戦国期の東国における一般的な貢租形態は貫高表示にもとづく銭納貢租であつた。故藤田五郎氏はこの事実から、会津藩における「半石半永納制」を例にとつて、天正十八年蒲生氏郷移封以前の領主芦名氏による年貢公事の銭納化を祖型に、「半石半永納制」はそれを継承したものであるとし、したがつて、すでに戦国時代末期に会津地方においては、ある程度の商品流通の滲透と農民的貨幣経済の進展、生産物地代の本格的成立につづく金納地代の傾斜がみられるとされた。この藤田氏の所論に対して、豆州内浦における戦国末期の情勢を分析され、永祿頃を劃期に貢租は銭納から現物米納への移行を示し、その移行の原因を貢租負担者の変質に求めている。すなわち氏によれば、貫高表示の銭納地代とは家内奴隸所有者である百姓が年貢負担者である時代の地代形態であつた、

その百姓が解体して生れた独立小農民が米納貢租負担者として成立してくるのであつて、その間に農村構造の質的相違を置いて²⁾いる。したがつて大石氏によれば戦国の銭納貢租は、封建地代の三段階の最初段階としての銭納地代ではない。戦国期の貫高表示の銭納貢租の規定をめぐつて、二つの立場が認められるのであるが、この銭納貢租は農村内部の商品生産の發展、貨幣流通の必然的現象と云うよりは、むしろ領主側の軍事的要求に発する上からの銭納化貢租であつて、商品生産が未発達なるまゝに、上から貨幣經濟に捲きこまれて行つた農村では、上納すべき貨幣の獲得に困難をきたし、例えば、北条氏の場合において徳政の条目に貢租の半額の現物米納を許している程であつた(永祿三年、武藏網代村の例)事実を考えれば、大石氏の所論により妥当性を認めたい。さらに豊田武氏によれば、永祿・元龜頃には一般的傾向として、貢租形態は銭納から現物米納へ、すなわち貫高表示の銭納貢租から石高表示の米納貢租への移行を示している³⁾、とされる。この間の貢租形態の変化は、天正から文祿・慶長にかけて施行された近世初頭の檢地に平行する貫高制から石高制への転換を基礎に行われたことは明らかである。しかも貫高制¹⁾ 銭納貢租から石高制²⁾ 現物米納への移行は、大石氏の指摘されているごとく戦国期末から江

戸時代初頭にかけての貢租負担者の質的変化、近世本百姓の現物米納の負担者としての成立と云う変化を内包している。甲斐においてもこのような一般的傾向の例外ではなかつた。何故ならば戦国期においては明らかに貫高表示にもとづく銭納貢租であつたし、また、淺野長政の慶長元年の檢地で貫高制から石高制への改革が行われているからである。「大小切租法」が、この間の、この貢租形態の移行と農村構造の質的変化とどのように関連づけられるか速断し難いが、そうした一般的傾向の前提のもとに理解されなにかぎり、その起源も制度の本質も明らかにならないであろう。

甲斐に関するこの時期の研究は全く未開拓であつて、農村構造の分析からのこの租法の位置づけは今のところ不可能である。しかもその起源についての疑問は前節に述べたごとくであつて、それを戦国期におくことに決定的な否定をなし得ないのであるから、はなはだあいまいな論点で貢租移行の一般的傾向と対置したにすぎないが、問題は「大小切租法」の社会経済的な意義にかかつてくるのであつて、たんなる制度史的な追求のみでは、問題の解決は不可能であると云わざるを得ない。

註(1) 藤田五郎氏「近世における農民層の階級分化」二二四頁
(2) 大石慎三郎氏「戦国末期における地代形態及び都市の

問題に関する一考察(思想三四四号)「近世封建社会形成史に関する一考察―豆州内浦の場合について」(高崎論叢創刊号)

(3) 豊田武氏「中世日本商業史の研究」三〇三―三〇八頁

五、むすび

以上「大小切租法」について、主として制度史的な面からその起源を戦国期におく説に対して疑義を提出してきた。しかし、かりにそれが武田信玄の遺法ではなく、論述の過程で触れたごとく、少くとも江戸時代の初頭までさげるべきであるとしても、それを確実に証明する史料は存在しない。この点について説明すべき幾多の問題が残されているが、江戸時代以来甲斐の人心に根強く残っている信玄崇拜に附会して、この制度の制定の時期を武田氏領国時代に求める常識的な解釈は論外としても、厳密な検討を経ずに無批判にこの制度の起源を戦国期におき、戦国大名武田氏の基本的性格に近世的なものを見出そうとする態度は、少くともこの「大小切租法」に関するかぎり避くべきであらう。

この小論においては、決定的な結論を求められなかつた。問題を「大小切租法」の起源についての疑問を提出する程度に止めてさらに後日の検討を期したい。(了)

本稿制作の目的は「大小切租法」を戦国大名武田氏の性格を規定する一つの指標とするために、その内容を検討しはじめたにあつたが、はじめの目的から逸脱して煩雑な考証に堕ちてしまった。問題の視点を制度の存否に限定し、結論を得ぬまゝに終つたため、当時の貢租形態との関連において問題を展開できなかつたのは残念である。きわめて拙劣なものであるが先学友諸氏の御叱正を得れば幸である。おわりに多くの御教示をいただいた郷土史家赤岡重樹氏および山梨県立図書館上野晴朗氏に愛謝の意を表して筆を置く。